

副反応(副作用)救済制度について

国内承認ワクチンの場合

国内で承認され、薬機法に基づいて流通しているワクチンについては、接種後に重い副反応が発生した場合、**「予防接種健康被害救済制度(厚生労働省)」**の対象となります。

医療費や障害年金などの給付を受けられる可能性があります。

詳細は以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyuusai.html

輸入ワクチン(未承認ワクチン)の場合

一方で、日本国内で未承認の輸入ワクチン(例:一部の渡航用ワクチンなど)については、上記の公的救済制度の対象外となります。

ただし、接種後に副反応や健康被害が生じた場合には、**通常の保険診療として対応**することが可能です。

必要に応じて検査や治療を行い、適切な医療を提供いたします。

ご理解のお願い

当院では、輸入ワクチンを含め、すべてのワクチンについて安全性を十分に確認した上で使用しております。

それでも体質や免疫反応には個人差があり、稀に副反応が起こる場合があります。

ご不安な点があれば、接種前に必ず医師にご相談ください。